

— 静かな夜と空を返せ —

発行日：2021年3月18日

発行者：大沢豊／福本道夫

No.48

横田・基地被害をなくす会 NEWS

原告団 NEWS No.39

合同
発行

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町3-13-1 留守 TEL&FAX：042-542-5625

E-mail：なくす会⇒yokota_nakusukai@yahoo.co.jp 原告団⇒yokota9th@yahoo.co.jp

Web サイト <http://yokota-nakusukai.sakura.ne.jp/>

発行：横田・基地被害をなくす会／第9次横田基地公害訴訟原告団

※NEWSは「横田・基地被害をなくす会」と「第9次横田基地公害訴訟原告団」の合同発行です。

1月27日

最高裁、上告棄却を決定

既に、原告団、横田・基地被害をなくす会の皆さんには、前ニュース（1月28日号）発送後に急遽はがきにてお知らせしましたが、最高裁第2小法廷は、上告後1年を経たずして「上告棄却の決定」を出しました。…高裁判決は2020年1月23日で、最高裁への上告は同年2月5日でした。

横田基地に関するもう1つの訴訟、新横田基地公害訴訟の最高裁決定が昨年12月9日に出されたこと、係属が同じ第2小法廷であったことから、最高裁の判断は早晩出されるとは予測していたものの、上告から1年も経たずしての判断は、検討すら行わなかったと疑わざるを得ません。

この決定を受けて弁護団の見解、原告団・弁護団の声明、今後の展開等についてを中心に、このNEWSでお伝えします。



↑2月1日：最高裁判決に対する見解を述べる記者会見
左から青山原告団副団長，馬場弁護士，福本原告団団長
(オンライン毎日新聞から転用)

		裁判長印	印
調 書 (決定)			
事件の表示	令和2年(オ)第773号 令和2年(受)第975号		
決定日	令和3年1月27日		
裁判所	最高裁判所第二小法廷		
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	草 菅 三 岡	野 野 浦 村	耕 博 和 美
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり		
原判決の表示	東京高等裁判所平成31年(ネ)第53号(令和2年1月23日判決)		
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。			
第1 主文			
1 本件上告を棄却する。			
2 本件を上告審として受理しない。			
3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。			
第2 理由			
1 上告について			
民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。			
2 上告受理申立てについて			
本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。			
令和3年1月27日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官 山田亮祐 印			

最高裁決定内容と 今後について

第9次横田基地公害訴訟弁護団 近藤 麻衣・平川亮太

2020年1月23日の高裁判決で→
(平川先生)



本年1月発行の本ニュースでは、最高裁に上告及び上告受理申立てを行い、その決定を待っているという状況であることをお伝えしましたが、ニュース発行直後の1月27日に、最高裁の決定が出ました。

既に報道等では出ていたとおり、最高裁は上告及び上告受理申立てをいずれも認めないという形式的な判断を行い、これにより、本件基地訴訟は、昨年1月23日に出された東京高裁の控訴審判決の内容で確定しました。

前回のニュースでお伝えしていた私達が上告にあたり最高裁に訴えていた①自衛隊機や米軍機の離着陸等それ自体の差止め、②将来請求、③コンター外原告の被害についての損害賠償請求に対しては、何らの理由も示されず否定されました。

これは、長年にわたり被害を受け続けてきた横田基地の周辺住民の人権侵害を最高裁判所が黙認し、原告住民の将来にわたる救済の途を司法府自ら閉ざしたものと看做ざるを得ません。

とりわけ基地の飛行差止めについては、裁判所は、米軍は日本政府の直接の指揮命令から外れた「第三者」であるから、住民は日本政府に対して米軍機の差止めを求めることはできないといういわゆる「第三者行為論」をこれまでの訴訟及び他の基地訴訟でも用いて、一貫して認めようとしません。裁判所は、基地を離発着する航空機によって周辺住民が被害を受けていることを違法として損害賠償請求は認めながら、その一方で、基地の飛行差止めには踏み込むことをせず、抜本的解決の途を閉ざして、住民が今後も騒音被害を受け続けることを是認しているのです。

また、本最高裁判決に至るまで、提訴から実に7年の月日を要しました。当初の原告団長をはじめ、訴訟の係属中に亡くなられた方も何名もいらっしゃいます。今回の最高裁判所の決定は、基地被害の抜本的解決から目を背けるものであるばかりか、現時点でも騒音被害が続いているにも関わらず、将来請求すら認めていない点で、またしても原告住民に今後の訴訟負担を強いるものであり、この点でも裁判所の態度は人権侵害を漫然と放置していると言わざ

るを得ません。

したがって、今回の最高裁の判断は、それ自体は何ら進歩のないものであり、強い憤りを禁じ得ないものです。基地の騒音被害は今も続いていますし、このままでは今後も続いてしまいます。

他方で、裁判所は、米軍の飛行による騒音の違法性を認めて損害賠償金の支払いを国に命じ、また高等裁判所はその損害額を上昇させてきました。全国の基地被害を訴える原告団の仲間と連携しながら、違法性を認定させ、多数の住民の被害を明らかにして損害賠償を勝ち取ってきています。そうやって国の責任を追及し、世論に訴えかけることも、一定実現していると思います。一日でも早い基地被害解消を目指すためには、引き続き訴訟提起を行い、裁判所に違法性の認定を積み重ねさせ、国が違法な行為を長年にわたり放置し続けているという事実を露わにさせ、司法に対してもこれ以上の違法行為の見えぬふりの態度を自省させることが必要です。

前回のニュースでもお伝えしたとおり、弁護団としては、新たな訴訟提起に向けて、騒音状況及び騒音被害の立証方法やオスプレイの問題点や飛行状況、低周波音被害の状況を更に調査・証拠化、悲願である基地の飛行差止めを認めさせるような新たな法律論はないか（例えば、今回の訴訟でも主張した日米地位協定の解釈の誤りについて、裁判所が規定が無いから「国内法は原則適用されない」としている点につき、日米地位協定の対等な主権国家同士の協定では考えられない不公平性については、次第に理解されるようになってきていることに照らし、判例を変更すべきであるということ等）等を研究・検討している状況です。

私たち弁護団は、今回の訴訟で果たされなかった基地の飛行差止めに一歩でも近づけるように、裁判所に対して訴え続け、闘っていく所存です。

原告の皆様にも、また次の訴訟に向けてご協力をお願いすることも多々あると思いますが、基地被害解消に向けて、一緒に力を合わせて前を向いて進んでいきたいと思っておりますので、今後どうぞよろしくお願いたします。

最高裁決定に対する「声明」

2021年2月1日

第9次横田基地公害訴訟原告団
団 長 福 本 道 夫
第9次横田基地公害訴訟弁護団
団 長 佐 竹 俊 之

2021年1月27日、最高裁判所第二小法廷（草野耕一裁判長）は、第9次横田基地公害訴訟の原告らの上告を棄却、上告審として受理しないとの決定を出しました。

1 本訴訟は、2012年12月12日に128名、2014年8月7日に16名、合計144名の横田基地周辺住民が原告となって、国に対し、横田基地を離発着する米軍機の飛行差止めや損害賠償等による基地被害からの救済を求め、東京地方裁判所立川支部に提訴したものです。

第一審である東京地裁立川支部および第二審である東京高等裁判所とも、横田基地による騒音被害の違法性を認め、過去分の損害賠償請求を認容したものの、依然として飛行差止めや将来の損害賠償請求を退け、オスプレイの配備による被害の発生増加を認めなかったため、原告は、最高裁判所に対して、飛行差止め、将来の損害賠償等を求めて、上告及び上告受理の申立てを行いました。

2 これに対し、このたび最高裁判所第二小法廷が下した決定は、飛行差止めや将来の損害賠償等のいずれについても上告・上告受理申立てを受け入れず、原告らの請求を退け、第一審及び第二審と同様の不当な結論を維持するものでした。

これは、長年にわたり被害に苦しみ続けてきた横田基地周辺住民の人権侵害を最高裁判所が黙認したものと言わざるを得ず、原告ら住民の救済の途を人権の砦たる司法府が自ら閉ざしたものです。我々原告団及び弁護団は、米軍機等により原告ら住民が受けている被害の救済及び米軍基地問題の抜本的解決から目を背けた最高裁判所に対し、強く抗議します。

とりわけ、原告らが求めた平穏を必要とする時間帯および一定音量を超える飛行の差止めは、原告らの生活破壊を抜本的に解決するために最低限必要・不可欠であるにもかかわらず、またしても、過去の裁判所の判決を維持するだけの決定です。今から44年以上も前に横田基地の被害からの救済を求めて裁判が起こされて以来、裁判所は、横田基地による違法な侵害行為を認めながら、飛行差止めに踏み込もうとしません。違法だが止めさせることができ

ないとする理由はどこにあるのか、最高裁判所には、原告ら地域住民が納得できる根拠を示す責任があります。

将来の損害賠償についても、最高裁判所はこの問題に踏み込んだ判断をせず、またしてもこれも否定しました。長年にわたり基地被害の違法性が認められ、これからも基地被害が続いていくことは明らかです。裁判が終わるたびに、継続する被害に対し原告の側で別途裁判を起こさなければ損害が填補されないという不当な事態を放置する本決定は、原告らに、騒音等の被害に加え、訴訟遂行のため物心両面で多大な負担を負わせるものです。騒音被害を放置し、応訴を繰り返す何の痛痒も生じないという強者の立場にある国に与して、弱者である原告らを圧殺するものです。

3 オスプレイの追加配備がなされ、これからも基地被害が継続し、周辺住民に様々な被害を生じさせることは誰の目からも明らかです。被害解消のために必要な判断をし、国の無為無策を断罪し、解決に至らせることが出来るのは司法府の最高機関たる最高裁判所において他にありません。それにもかかわらず、最高裁判所は、この問題の抜本的解決に必要な判断を長年にわたり怠っています。

国民が米軍基地被害に晒され続けているにもかかわらず、国（日本政府）がこれを放置している状況があります。法の支配を貫徹すべき最高裁判所が、このような国の態度に追随しているのです。最高裁判所の今回の判断は、国民主権・三権分立・法治主義を謳う民主主義国家としての矜持を捨てたものであり、かつ、司法機関として国民の権利を保障する責任を果たしているとは全く言えません。

4 本決定に至るまで、提訴から実に約8年の月日を要しました。当初の原告団長をはじめ、訴訟の係属中に亡くなられた方が何名もいます。今回の最高裁判所の決定は、基地被害の抜本的解決から目を背けるものであるばかりか、またしても原告ら住民に訴訟負担を強いるものであり、被害者救済からはほど遠い内容です。

原告団、弁護団は、静かな夜、平穏な生活を得るため、基地被害の抜本的解決に向け、これからも闘い続ける決意です。

最後に、あらためて、支援者の方々には厚く御礼申し上げますとともに、今後も活動へのご理解・ご協力を心よりお願い申し上げます。

以上

最高裁決定に対する思い ～今後なすべきこと

第9次横田基地公害訴訟原告団
団長 福本 道夫

予想はしていたものの、私たちの声は最高裁判事の耳には届かなかった。最高裁は抜本的な解決方法を示さなかった。というか、「最高裁が審理する案件ではない」ともいうべき、門前払いだった。

横田基地の被害を初めて裁判所に訴えて、もうすぐ45年が経つ。この間、多くの方が亡くなった。また、物故者の被害を引き継ぐかのような方々がいろいろ言い方、方法で被害を訴えてきた。

私は、国の仕事はこの国に住み暮らす人々の幸福な生活を保障するために存在していると考えている。それを基本と考えれば、裁判所は私たちが平和で安全な生活をおくれることを大前提として物事を判断すべきだと思う。また、私たちの守られるべき生活や価値判断は、私たちの意識が変われば、変化するものだと思う。個人の権利が国家の威光の前にひれ伏さねばならない時代はとうに終わっている。

現代においては、動物虐待は罪になる。昔は考えられなかったことだ。私たちは基地に虐待を受けているといってもよいくらいだが、虐待している当人(米軍)は不問で、罪人の庇護者(国)が慰謝料を支払うことで、その罪・行為は見逃すしかない、というのが裁判所の考えだ。虐待者が米軍であることが理由なら、米軍・米国に対して「何も言えない」ことは、独立国として恥ずべきことだと思う。

判決に対する思いは、「声明」にもあるので、これ以上は触れないが、時間が経てば経つほど、怒りが大きくなってくる。

さて、今後のことについて述べなければならない。

現在、最高裁の決定を受けて、今後どうするかについて、原告団と横田・基地被害をなくす会の役員会議で話し合いを始めたところだ。まだ、役員会議の決定(5月30日の定期総会で提案)には程遠いが、その議題からいくつか拾うと、次のようなことを実行していくことになろうかと思う。

1. 被害の実態を記録し続け、被害者の声をまとめ、私たちの要求にしていく。

オスプレイの配備、C-130Jの訓練激化、他基地航空機による横田基地での訓練の増加、横田基地の役割の変化による危険度の増加などにより、横田基地

を起因とする被害が増え、被害の質も変わっている。

これまで同様、私たちの声や被害の実態を周辺自治体や国に届ける行動をとらねばならない。裁判が終わっても、これらは続けていくしかない。被害の根絶ができれば、裁判は必要ない。

2. 私たちの「被害軽減や根絶」の要求を掲げて、次の「裁判」を検討する。

裁判を選択するなら、従前の訴訟や全国の基地訴訟を踏まえて、どのような裁判にしていくか、原告をどのように募集するかなどについて検討する。

3. 第9次横田基地公害訴訟のまとめを行う。

今後の運動や裁判のために、この間の記録をまとめて残します。また、横田基地の実態を多くの方に知ってもらうための資料も作成する。

さらに、今後の運動・裁判を見据えて、例えば「低周波音が測定できる騒音計」の準備や、航空機騒音被害の研究者への援助なども検討する。

4. この裁判・運動へ協力いただいた多くの皆さんに感謝の意を伝える。

その具体的方法は、これからの検討するが、3項の「まとめ」を含め、具体物も必要になる。

5. 次の運動・裁判を担う人材を発掘する。

これが最も困難な仕事です。初めの訴訟から45年が経ちましたが、いつも課題は後継者です。いつまでも現役員が元気で新しい知恵が湧き出る人間であれば何の問題もないのですが、そうはいきません。多くの方に声をかけることにはなりますが、ご協力をお願いしたい。

6. 第9次横田基地公害訴訟原告団を解団する。

以上の項目について実行のめどが立ったところで、解団の運びになる。コロナ感染が収まるか否かの要素も含まれるので、時期の決定はもう少し後にしたい。

以上、ざっと考えても、結構な仕事量がある。

また、裁判に関しては、弁護団の先生方にも相談しなければならない。

役員会議はオブザーバーの出席を認めている。次の運動・裁判に対し、ご意見・お考えのある方は、役員会議に出席し、発言いただきたい。

写真で見る横田状況



↑ 2月22日：基地南東方向に約2 km 地点で右旋回する C-130J（3機編隊）。周回コースとしては小さいほうだ。



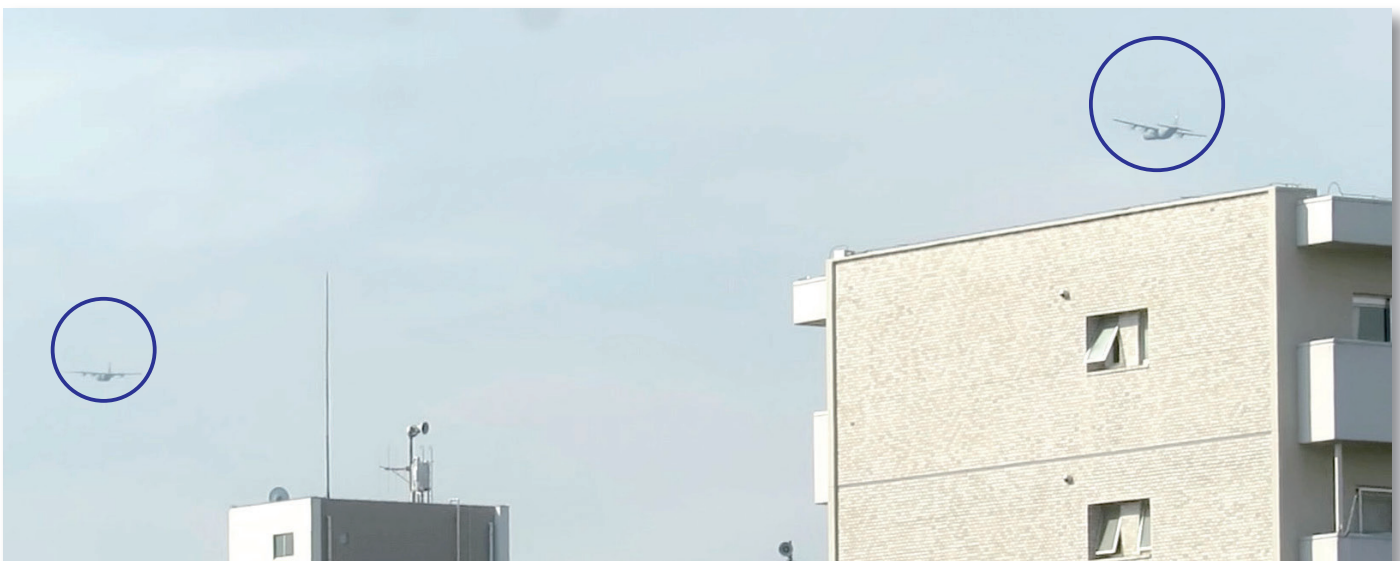
↑ 3月1日：基地第2ゲート前での Standing 時の一コマ＝基地中央部を東から西に横断し右旋回にかかる C-130J



↑ 3月4日：横田基地で訓練後に高度を上げ、右旋回に入ろうとしている米海軍・対潜哨戒機 P-8A。この日はタッチ&ゴーを10回、ローパスを4回実施した。休日に同様の訓練を実施することが増えた。



3月13日：この日の夕方、F/A-18が⑪機、横田基地に飛来した。着陸時は強弱を極端につけた轟音を響かせ、周辺住民を不快にさせた。1月28日の F-16 ⑰機に続いて大挙しての戦闘機飛来が目立つようになった。



↑ 3月9日：横田基地で陸自第一空挺団の兵士を乗せて、東富士演習場に向かう C-130J12 機編隊の一部。この日、東富士で大人数の落下傘兵が降下した。C-130J ⑫機は帰投の際に基地上空でいったんローパスを行い、旋回してから着陸した。

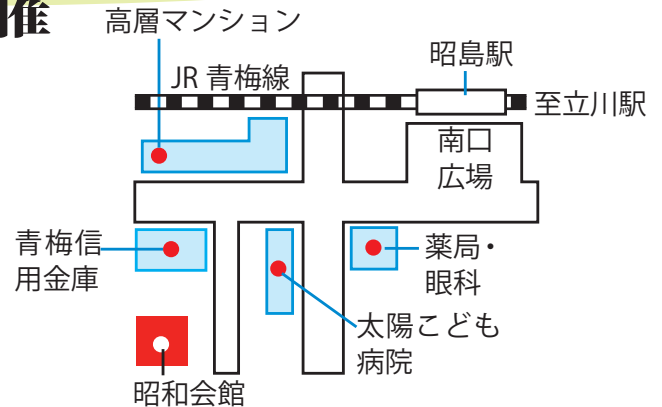
横田・基地被害をなくす会と第9次横田基地公害訴訟原告団の合同定期総会を5月30日(日)14時～昭島市・昭和会館で開催

最高裁決定が出て、その後の運動や裁判をどうするかを議論する場です。多くの皆さんの出席を望みたいところですが、コロナの影響で出席人数に制限がかかる可能性があります。

出席者は、必ず以下にご連絡ください。

* 090-1468-4211 棟棠 (ていとう)

* 090-4227-8598 塚本



横田基地 CV-22 オスプレイの訓練状況 (2021年1月26日～3月17日)

※横田基地周辺で行われている訓練。「夜間」は19時以降の飛行で、「**」は22時以降。確認できたもののみ。

日付 (曜日)	訪問地	稼働 機数	訓練内容							目撃情報 (遠隔地), 備考
			離着陸	夜間	旋回	ローパス	ホバリング	ホイスト	射撃	
1/26 (火)		2		*	*					御殿場
1/27 (水)		2	*	*	*		*			埼玉県, 湘南
1/28 (木)	①機不明	2		*			*			
2/1 (月)	①機帰投	2								
2/2 (火)		2	*	*	*		*	*		御殿場, 小山
2/3 (水)		2	*	*	*		*		*?	
2/4 (木)	富士	2		*					*	御殿場
2/9 (火)		2	*		*		*			
2/10 (水)		2		*						
2/11 (木)		3		*	*		*			
2/17 (水)		2		*	*		*	*		沼津, 御殿場
2/18 (木)	岩国	1							*?	
2/19 (金)	岩国?	1								
2/20 (土)	岩国	2								
2/22 (月)		2	*	*	*		*	*	*	
2/23 (火)		2	*	*	*		*			
2/24 (火)		1	*	*	*		*			
2/25 (水)		2			*		*		*	
3/1 (月)		2		*	*		*		*	相模原市緑区
3/2 (火)		2	*	*	*		*	*	*	
3/3 (水)		2		*	*				*	
3/4 (木)		1		*	*	*				
3/5 (金)		1			*					
3/8 (月)		1		*	*					
3/9 (火)	岩国	1		*	*					
3/10 (水)		2		*	*	*	*			相模原
3/11 (木)		2		*	*				*?	
3/14 (日)		1			*		*			
3/15 (月)		2?			*					
3/16 (火)		2		*	*	*				
3/17 (水)		2		*	*	*				

※データは、主に yokotajoho のブログ (羽村平和委員会) を参考にし、その他に協力者の目撃情報などから判断している。

経過報告と今後の予定 (2021年1月27日～)

☆☆☆☆☆☆☆☆経過報告☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

- * 1/27 最高裁決定＝上告棄却～連絡は 1/28
- * 1/28 EWS 送付準備作業→発送は 1/29
- * 1/28 次期訴訟検討会の役員会議
- * 1/31 最高裁決定通知はがきを原告、なくす会・会員に発送
- * 2/1 横田基地第2ゲート前 Standing
- * 2/1 最高裁決定への原告団・弁護団の声明発表と記者会見
- * 2/4 なくす会＋原告団役員会議
- * 2/4 全国基地連事務局長オンライン会議 A グループ
- * 2/10 全国基地連事務局長オンライン会議 B グループ
- * 2/28 入間平和ネット役員会議～横田基地の説明と意見交流
- * 3/1 横田基地第2ゲート前 Standing
- * 3/4 なくす会＋原告団役員会議
- * 3/9 オスプレイ東日本連絡会オンライン作業委員会
- * 3/16 日弁連空域問題シンポジウム打合せ
- * 3/18 NEWS 印刷～発送

☆☆☆☆☆☆☆☆今後のスケジュール☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

- * 4/1 横田基地第2ゲート前 Standing
- * 4/1 なくす会＋原告団役員会議
- * 4/3 日弁連空域問題シンポジウム (パネラー参加)
- * 4/15 次期訴訟検討役員会議
- * 5/1 横田基地第2ゲート前 Standing
- * 5/6 なくす会＋原告団役員会議
- * 5/30 なくす会・原告団 定期総会
- * 6/1 横田基地第2ゲート前 Standing

◇◇◇◇基地の状況など (確認できたもののみ) ◇◇◇◇◇

【戦闘機】

- * 1/28 F-16 (三沢) ⑦機着陸
- * 1/29 F-16 (三沢) ⑮ 15 機離陸
- * 2/2 F-16 (三沢) ② 2 機離陸も①機トラブル発生
～周辺を旋回し騒音をまき散らす～再着陸し再離陸
- * 2/17 F-35B (岩国) ②機離着陸
- * 3/13 F/A-18 (米海軍) ⑪機着陸
- * 3/14 F/A-18 ⑩機離陸
- * 3/15 F/A-18 ①機離陸

【パラシュート訓練】

◇物資投下訓練…1/27 ①回, 3/17 ②回

◇人員降下訓練…2/1 ⑭名, 2/2 ⑤名, 2/3 ⑬名

【他基地所属機の訓練】

◇タッチ&ゴー…1/28 ①回 C-40(米海軍), 2/22 ⑫回 KC-130(岩国), 3/4 ⑩回 P-8 (米海軍)

◇ローパス…1/28 ③回 C-40 (米海軍)・CL-60 (米連邦航空局), 2/2 ①回 UC-35 (座間), 2/9 ②回 T-4 (空自入間), 2/13 ⑥回 MH-60 (米海軍ヘリ), 2/24 ①回 KC-135 (嘉手納), 3/4 ⑥回 MH-60 (米海軍ヘリ)・T-4 (空自入間)・P-8 (米海軍), 3/9 ①回 UC-35 (座間), 3/10 ⑤回 MH-60 (米海軍)・UC-35 (座間), 3/11 ⑧回 UH-60 (座間)・UC-35 (座間)・MH-60 (米海軍), 3/12 ①回 UC-12 (座間)

【横田基地周辺での旋回訓練】

* 3/1 MC-130 (嘉手納) ②機が何度も基地周辺を旋回

【その他】

* 3/9 横田所属 C-130 ⑫機に陸自空挺団を載せ東富士で大規模人員降下訓練～着陸の際に⑫機がローパス訓練実施

* 3/11 横田所属 C-130 ⑫機が東富士で物資投下訓練

【訓練の情報提供 (北関東防衛局)】

* 1/27…1/27 大音響スピーカーを使った訓練 (事後報告)

* 1/28…1/28 戦闘機複数機が飛来 (機種・機数・所属部隊・帰投日は非公表)

* 2/1…2/1～2/5C-130による人員降下訓練 (約100名)

* 2/4…2/5 岩国から複数の戦闘機飛来～2/6 訓練実施～2/7 岩国へ帰投

* 2/26…3/8～3/11 陸自空挺団と米軍 C-130 を使った東富士での人員降下訓練の実施

【周辺自治体の動き (横田基地周辺市町基地対策連絡会)】

* 1/28 基地司令官, 北関東防衛局等に 1/27 訓練の早期情報提供など要請

* 2/1 基地司令官に 2/1 人員降下訓練の早期情報提供, 市街地上空での訓練禁止など要請

* 2/5 基地司令官に 2/5 戦闘機飛来について, 騒音軽減や基地周辺での訓練禁止など要請

* 3/1 北関東防衛局に騒音の軽減, 市街地上空での旋回訓練の禁止などを要請

「うるさい!」と思ったら…

各自治体には、苦情としてお伝えください。件数が記録されます。

抗議先一覧

- 横田基地：042-552-2511
- 航空自衛隊横田基地：042-553-6611
- 防衛省北関東防衛局：048-600-1800
- 防衛省横田防衛事務所：042-551-0319
- 外務省：03-3580-3311
- 東京都庁：03-5321-1111
- 瑞穂町役場：042-557-0501
- 羽村市役所：042-555-1111
- 福生市役所：042-551-1511

- 昭島市役所：042-544-5111
- 立川市役所：042-523-2111
- 武蔵村山市役所：042-565-1111
- 日野市役所：042-585-1111
- 八王子市役所：042-626-3111
- あきる野市役所：042-558-1111
- 青梅市役所：0428-22-1111
- 入間市役所：04-2964-1111
- 飯能市役所：042-973-2111

諸行動のお知らせ

【定期総会】 5月30日（日）14時～昭島市昭和会館
【オスプレイ関連行動】

◇毎月1日午前11時～の基地前 Standing
4月1日, 5月1日, 6月1日, 7月1日…

【予定されている行動（日程未定）】

- ◇最高裁前スタンディング（4月になるか？）
- ◇全国基地連政府交渉（7月上旬）
- ◇オスプレイ連絡会の署名提出と政府交渉（未定）
- ◇オスプレイ東日本連絡会の政府交渉（6月頃）

NEWS内容（目次 = CONTENTS）

最高裁, 上告棄却を決定……………	1	定期総会の開催のお知らせ……………	6
最高裁決定内容と今後について……………	2	オスプレイの訓練状況……………	6
最高裁決定に対する声明……………	3	経過報告と今後の予定, うるさいと思ったら……………	7
最高裁決定に対する想い～今後なすべきこと……………	4	諸行動のお知らせ……………	8
写真で見る横田状況……………	5	目次, 天欄……………	8

天欄

◇今日は3月11日。東日本大震災—原発事故から10年経ったのだ。10年前には、我が家にはテレビがあった。押し寄せる水、陸にあがった船、避難所の人々、そして原発が遠くで爆発する映像を見ながら、ひたすら夏のマーマレード作りをし続けた日々だった。

あの頃、横田・基地被害をなくす会の会員でもあった国立の井上スズさんから、毎年箱一杯の「水俣の甘夏」をいただいた。それをマーマレードに加工して、スズさん宅に届ける—10年以上も続いた習慣で、固い夏みかんの皮をむき、房から黄色い実をとりだし、小さく切って時間をかけて煮込む。国立の友人たちが小さな袋を受け取る姿を思い浮かべながらの春の行事だった。3.11はその時期と重なっていた。ひたすらその作業を続けてテレビの震災報道の音声と映像に耐えた。

その後、テレビを辞め、ラジオだけになった我が家。スズさんが亡くなって、煮込む甘夏の産地も、友人が住む伊豆に変わったけれど、マーマレード作りはずっと続いている。10年後の現地からの報道を聴きながら、皮をむき、実をとりだし、細かく刻んで茹で、そして砂糖を入れ、甘酸っぱい香りに包まれながらじっくりと煮込む。固いフランスパンに、出来上がったばかりのマーマレードを載せて試食する。「この贅沢は許しがたいことだ」と、その後現地訪問して知り合った武藤類子さん、東電前のスタンディングで出会った人と結婚し、今は現地近くの町に住んでいる運動仲間にもちよっぴり送る。

10年の節目ということもあるだろう。またコロナ事態と重ねてふりかえる震災と原発事故という重みも反映しているのだろう。節目の報道は、①地球・人類の長い歴史の中に置き直して考えることを示唆

している。②10年の年月が経って、事態を引き受けざるを得なかった現地の人々の被害と回復の物語を、多様な姿で伝えている。③そして何よりも恐ろしいことは、原発廃炉その処理の行方が不明なことを浮き彫りにしている。不気味である。

3月1日、もう春の気配の感じられる横田基地第2ゲート前スタンディング。基地の中から7人程度の集団で外出する兵士たちが幾組かいた。明らかに他基地所属の野戦用の服装？の数人を横田のさっぱりした軍服姿の数人が案内して出てくる。コロナ事態の中で軍隊の移動や共同訓練が活発に続いている。無理も多めに違いない。そのしわ寄せは兵士にかかっているに違いない。(K)

◇札幌地裁は3月17日、同性同士の結婚が認められないのは婚姻の自由を保障した憲法に違反するとした判決を出しました。このように、裁判所も時代の流れによって判断を変えざる得なくなっています。

社会通念上何も悪いことをしていないのに認められない不合理なことは、日本にはまだまだたくさんあります。女性差別や人種差別等は、賃金や労働条件に反映されています。理由すらわからない（生徒や児童に押し付けている）学校の規則も最近話題になっています。環境に対する意識や人権の重さに対する考え方も変わってきています。

但し、(特に)最高裁の裁判官だけは、世の中の状況や人々の意識の変化に疎い方々が選出されて(任命者は内閣)いるとしか思えないのです。

とりあえず次の衆議院議員選挙の際に行われる国民審査では最高裁・裁判官全員に×をつけることを心がけよう。何も書かないと、その裁判官を認めることになるからです。いつか裁判所が変わることを信じて、次のたたかいを目指したい。(M)